

第3回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

令和4年11月8日(火)午前9:30~

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、天野副会長、池本委員、佐藤委員、普光院委員、米原委員、飯田委員、加藤委員代理、吉原委員、布川委員、久芳委員、五島委員代理、飯塚委員、久米委員

欠席委員

久保田委員、松田委員、金子(貴)委員、金子(永)委員、呉委員、高島委員

事務局

柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、嶋津子ども・若者支援課長、須田児童課長、小松子ども家庭課長、木田児童相談支援課長、伊藤保育課長、松岡保育認定・調整課長、志賀保育運営整備支援課長、宮川障害施策推進課長、宮本健康推進課長、本田乳幼児教育・保育支援課長、赤司指導主事、大里子ども家庭支援課長

資 料

- ・資料1 世田谷区立児童館の整備等計画について
- ・資料2 「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画について
- ・資料3 区立幼稚園集約化等計画について
- ・資料4 保育施設への支援・指導のあり方検討会における外部有識者の検討報告および今後の区の取組みについて
- ・資料5 ヤングケアラーに関する実態調査の結果について
- ・資料6 世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画(案)令和5・6年度【概要版】
- ・資料7 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について
- ・資料8 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針

議事

嶋津課長

それでは、定刻になりましたので、第3回子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の嶋津でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、マスクの着用及びマイク使用時の消毒に御協力をお願いいたします。また、Zoomを使用しての会議とさせていただきますので、こちらも併せて御協力をお願いいたします。

本日は、久保田委員、呉委員、高島委員、金子永美子委員より御欠席の御連絡をいただいております。また、松田委員が欠席という御連絡をいただきまして、代わりにせたがや子育てネットの加藤様が代理出席となっております。また、世田谷区私立幼稚園協会の金子貴昭委員が欠席ということで、代わりに五島様が代理出席ということになっております。

今画面に映っておりますがZoomでの参加は、普光院委員、米原委員、佐藤委員、吉原委員、久芳委員、松田委員の代理出席の加藤様、金子貴昭委員の代理出席の五島様となります。

御発言の際には挙手をお願いいたします。

会場参加の委員の皆様には、11月5日に開催しました子ども条例と子どもの権利に関するシンポジウムの資料を封筒に入れて席上に配付しております。詳細は12月1日の子ども権利部会で御報告させていただく予定でございます。

それでは、開会に当たりまして、部長の柳澤より御挨拶をさせていただきます。柳澤部長、よろしくお願いたします。

柳澤部長

皆様、おはようございます。子ども・若者部長の柳澤でございます。お忙しい中、また、朝早い時間から会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、子ども・子育て会議の委員の皆様にはお知らせさせていただいたのですが、10月23日の日曜日に池之上青少年交流センターで子どもの権利について考えるティーンエイジ会議を開催させていただきました。当日は、小学校4年生から高校生まで12名の子どもの参加がございました。子どもが安心して発言できるということを第一に、ファシリテーターを含めたグランドルールというものを定めまして、日頃考えているこ

と、感じていることを考え、話し合っていました。すると本当に様々な御意見が飛び出してきました。子ども側の意見を言える場が継続的に欲しいといった多くの意見もございました。当日は区長、教育長も出席してございまして、そういった子どもたちの意見も受け止めさせていただいたところでございます。

また、11月5日に北沢タウンホールにて、子ども条例と子どもの権利に関するシンポジウムを開催させていただきました。110名程度、会場にて御参加いただいております。森田会長に「子どもの権利を具体化する世田谷区の挑戦」と題して御講演をいただきました。また、せたホッと活動報告、松田委員からはティーンエイジ会議の状況についての御報告をいただき、また久米委員も御参加いただきまして、区長や若者を含めたパネルディスカッションをいたしました。子どもや若者の権利を主体として、参加と意見表明をどのように発展させていくのかということで、会場から御示唆をいただいたところでございます。本当にありがとうございました。

今回のティーンエイジ会議およびシンポジウムでお話ございました子どもの日常的な参加、そして意見表明の場の確保につきましては、権利部会で議論も踏まえまして、具体的な取組につなげていきたいと考えてございます。引き続き、子ども・子育て会議の委員の皆様にもお力添えを賜ればと考えてございます。

本日の子ども・子育て会議でございますけれども、報告案件が5つ、それから議事案件が2つございます。7月に開催した第2回の子ども・子育て会議においては、子ども・子育て支援事業計画調整計画の素案の議論を優先させていただきました。そんな関係から、本日の子ども・子育て会議の日程まで、少し期間が空いてしまったということもあり、報告案件が多くなってございます。

子ども・子育て支援事業計画調整計画でございますけれども、これまでの部会や子ども・子育て会議での議論を重ねてきているところでございます。今回の案では、支援事業計画の数値の見直しに当たりまして、子どもの人口は今減少傾向にございますけれども、子どもの人口に合わせて支援や施設を減らすのではなく、これまでの支援や施設の種類ごとに進めてきた施策を、子ども・子育て関係施策全体で必要な施策に組み替えて、子ども・子育て応援都市をバージョンアップさせる今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）ということで、併せてお示しをさせていただきます。本日は、案をまとめるに当たりまして御議論をいただければと思います。限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願いいたします。

いたします。

嶋津課長

それでは、続きまして森田会長、今後の議事につきまして進行をよろしく願います。

森田会長

皆さん、おはようございます。それでは、これから第3回の世田谷区子ども・子育て会議を始めたいと思います。

私も、この子ども・子育て会議の会長をつとめて10年目、5期目に当たります。世田谷区の子ども条例ができて20年ということで、後半10年のところは、私自身がこの計画、そして実施、その評価も含めて、会議の中で取り組ませていただけてきました。

その中で私もすごく感じているのは、やはり子どもの数の激減です。2割近く下がっているということを考えてみたときに、世田谷区が必死になってこういった制度や政策をつくり上げていくということをして、あらかねない問題というものがやはりこの世の中にはあって、コロナの問題、そして、ひょっとしたら戦争とか、平和とか、環境の問題とか、多分様々な問題を考えて、それぞれの家庭では妊娠、出産を迎えていらっしゃるだろうと思います。そういう意味では、様々な要素が絡み合いながら、子どもたちの環境を構成していくということ。その中でも、私たちは子どもと一緒にこの世田谷の中で生き続けるということはどうしたら継続することができるのだろう。そのために私たちがやらなければならないことって何だろうということを、ちょうどこの数か月、随分考える機会をいただきました。

今日、皆さんと一緒にさせていただく子ども・子育て支援事業計画調整計画というものは、一つの到達点でもありますし、これから議論していただく子ども条例も今後一体どういうふうの一つの核になって、世田谷区の様々な施策を集約していけばいいのかということ。これもとても大きな課題だと考えております。

そうした意味で、世田谷区の中で子どもたちが抱えている問題、子育て家庭が抱えている問題は深刻ですが、やはり子ども・子育て会議が果たしている役割は物すごく大きいものがあります。しかも、非常に広範囲に及んでおりますので、なかなか4回でやりきれものではないので、部会の皆さんには本当に御協力いただいているわけですが、この部会での議論を踏まえて、そしてまた、こういった様々な会議体を持ちながら、皆さんの御意見を頂戴しながら、これからの世田谷の子ども・子育ての政策というものをつくり上げていくということになります。

次の第4回会議が最後になりますので、御協力いただいて、皆さんの

意見がきちんと反映されていく計画、そして様々な取組に向かうようにお願いしたいと思います。

過去に様々な方針が決まっていますが、その方針が決まると、当然ですが、その方針はその後独り歩きをして行政の取組になっていき、それが具体的な実践につながっていくわけです。そのプロセスが、子どもの権利の視点に本当に立っているのかということをお私たちはきちんと見守り続けなければいけない。これがやはり子ども・子育て会議の大きな役割だと思っております。先日第2回子ども・子育て会議の中で、事業計画の中に盛り込んでいっているものの中で、どうしても、過去に遡って今どうなっているのかきちんと報告いただかなければいけないものについて、今日はまず最初に御報告いただくということになっています。

この他にも、会議体で一旦承認をしているんだけど、行政のほうに渡してしまっただけからは放置ということにならないように、継続的にその推移を見守っていかねばいけないと思っておりますので、今後ともしっかり把握しながら進めていきたいと思っております。

今回報告をお願いするのは、まず1つ目は児童館の整備計画のお話をいただきます。次からは乳幼児の保育等に関わる場所ですが、1つは「区立保育園の今後のあり方」に基づく再整備計画が前に決まっているんですが、それについてです。それから、区立幼稚園の集約化ということで、これも今まで認定こども園などで議論してきた問題を再度ここで経過を含めてお話しいただくということになります。4番目は、保育施設への支援・指導のあり方検討会ということで、これは私も関わってやらせていただいたものですが、今後の取組ということになります。ここまでは、いわゆる乳幼児期の問題と子ども支援というところですが、5番目はヤングケアラーに関する実地調査ということですが、これは調査結果ですので、今回御報告いただいた上で皆さんに資料を御覧いただき、これからご検討いただくということになります。よろしくお願ひしたいと思います。

順次なんですけど、これはそれぞれがものすごく重い問題なので、事前に私もかなり担当課とはディスカッションして要点をまとめていただいていますけれども、これまでの経過と、そして、今、到達点として何が課題になっているのかというようなことについてお話しさせていただきますので、この5本の報告を受けていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

報告(1) 世田谷区立児童館の整備等計画について

森田会長 それでは、まず資料1の、世田谷区立児童館の整備等計画についてお願いいたします。

事務局 それでは、世田谷区立児童館の整備等計画につきまして、児童課長から御報告させていただきます。

「1、主旨」でございます。

区内の児童館未整備地区及び地区に複数ある児童館の具体的な対応につきまして、この間、計画を取りまとめまして、区議会へは7月28日の福祉保健常任委員会で御報告させていただいております。この件につきまして、今回御報告させていただくものでございます。

「2、児童館の役割と機能の整理」でございます。

(1)子ども計画(第2期)後期計画におきまして、児童館の機能強化でございますが、児童館が持つ、遊び、相談支援、地域資源開発、ネットワーク支援の4つの機能を充実し、これらを一体のものとして機能させ、児童館が地区において子どもにかかる身近な相談や見守りの場として中核的な役割を果たします。

(2)グランドビジョンにおける位置付けでございます。区内の未整備地区において児童館を順次開設していくとともに、子育て支援館として全館展開しまして、地区の子ども・子育てネットワークの連携強化を図ってまいります。

(3)(仮称)世田谷区地域行政推進条例・推進計画における位置付けでございます。町会・自治会をはじめとした区民主体のまちづくりの推進に向けて、三者連携に児童館を加えた四者連携を進めまして、地区における相談支援、資源開発を図ることを位置づけてまいります。

「3、児童館の整備計画」でございます。

(1)基本的な考え方でございます。

1地区1児童館の整備でございます。未整備地区に児童館を整備いたしまして、現在区内25館ある児童館を、まちづくりセンターごとの地区である28地区全てに整備いたします。

地区に複数の児童館が所在する地区の考え方でございます。子どもが地区の範囲を超えて利用し、多世代のコミュニティーやネットワークの拠点となっている実態を踏まえまして、こちらについては存続させてまいります。

ソーシャルワーク機能の強化でございます。児童館職員が、ソーシャルワーク研修のほか、児童相談所、子ども家庭支援センターなど専門的な職種の職員と積極的に交流し、ソーシャルワーク機能の強化を図っ

てまいります。

効果的・効率的な児童館運営でございます。地区における在宅子育て支援の拠点としまして、全児童館が子育て支援館を名乗ることによりまして、外から見ても児童館が子育て支援の拠点となることを明確にしまして、未整備地区を含め、全ての児童館に子育て支援館として整備を図ってまいります。児童館施設の夜間や休館日の活用につきましては、中高生の活動や子ども・子育て支援、学習支援に関する事業に供するなど、さらなる効果的、効果的な運営を目指してまいります。

(2)未整備(8地区)の地区児童館整備計画についてでございます。学校施設をはじめとした公共施設の改築の機会を捉え、既存施設との複合化を基本に、当該敷地内に児童館を併設し、区立保育園、区立幼稚園の再整備、再集約で生じる跡地につきましても積極的に活用してまいります。より好条件の候補地(複合化計画施設)が見つかった場合には、本整備計画の変更を検討してまいります。

資料の裏面に、児童館未整備地区における整備計画を具体的な表にして記載させていただいておりますので、こちらで御確認いただければと思います。先ほど申し上げましたように、学校への複合化を基本としておりますけれども、一部、保育園の跡地を活用したり、青少年交流センターに児童館の機能を付加するなどのことも実施してまいりたいと考えてございます。

1ページ目にお戻りください。「4、今後のスケジュール」でございます。

今後、整備決定地区における建築等に係る個別の整備方針等を策定してまいりたいと考えております。資料の2枚目以降に常任委員会で御報告した資料もおつけしてございますので、こちらを後ほど御確認いただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。

森田会長

ありがとうございました。

これについて御質問とか感想とかでも構いませんけれども、ございますか。

委員

児童館を今後、学校への複合化を行っていくとあって、中学校が多くでてきているんですけども、そうすると児童館の利用者は少し中高生とかに力を入れるようになって、使われ方についても今の児童館からの変化を期待されているのか。アップスのような青少年支援とは違うものがここにつくられるというイメージなのか。その辺りの利用年齢等のイメージをお伺いできればと思います。

事務局

児童館につきましては、今までどおり0歳から18歳までを基本として運営してまいります。今回、在宅子育て支援の充実ということも言わせていただいていますけれども、そういったものを全館で機能させていただきたいと思っています。

場所につきましては、中学校が多いというのは、どうしても中学校が敷地の面積が広いので比較的つくりやすいということです。奥沢中学校を今回整備するんですが、敷地をちょっと分割させていただいて、道路を挟んで別の敷地にして、そこに整備するという計画も進めております。そういった意味では、入口は別にしますので独立したものということで考えていきたいと思っています。

ただ、中学校に隣接しているということで、そういったところとの連携がどのようにできていくかというのは、個別の整備計画の中で考えていきたいと思っています。

委員

児童館で、これから整備していくということなんですが、その設計に当たって、子どもたちに意見を聞くとかそういうことは、今の段階では考えられていないのでしょうか。やはり結局児童館も、海外なんかでは、子どもたちが欲しいものとか機能、例えば飲食の機能とかを追加することによって利用率も上がるということがあります。今、アップスなんかは飲食があるので物すごく人気があるということもあるので、児童館について、今は、そういったコーナーがあるわけではないと思うので、そういう機能を付加していただくか、行きたいと思ってもらえる児童館をつくっていくために子どもたちの意見を聞くということも、御検討いただきたいなと思います。

事務局

これから基本構想等を始めていくところで、検討していく中で子どもたちの意見も聞けるように考えていきたいと思っています。

委員

児童館を子育て支援館として全館展開していくということですが、児童館は法律的な正式な名称だと思うんですが、児童館と子育て支援館というのは、看板を出すときにはどんな感じになるのでしょうか。

事務局

見せ方については、これからもう少し検討させていただきたいと思いますが、今回、子育て支援館とするということは、児童館に小さいときからつながることが大事ということです。今、子育て支援館は5館なので、子育て支援館が5館というと、どうしてもそこが子育て支援をしている館みたくに見えてしまうところもありますので、まずは敷居が低いところに入ってきていただけるような形に見せていってすべての児童館で子育て支援を行っているということをアピールしていければと思っています。

委員

昔のことを話して申し訳ないんですけども、13年前に世田谷区に来たときに、親子ひろばが非常に少ないと感じ、「ひろばをつくってほしい」「ひろばをつくりたい」ということを区のほうに言いましたら、「児童館があるんだからそこで解消できている」という話をされたことがあって、私、児童館を全部回ったんですけども、ここは赤ちゃんとか、よちよち歩きの子たちが日常的に利用できるような設備になっていないという懸念がすごくあったんです。さっき、0から18歳とおっしゃいましたけれども、その辺がどうなのかなと。本当に赤ちゃんが利用してもいいという場所の整備は、授乳、おむつ交換、何だかんだで、結構大変だと思うんです。なので、そういった設備は整えられているのかをお聞きしたいです。

それから、今、おでかけひろばがたくさんできているという中で、児童館との関連はどうなっているのか。

委員

児童館が子育て支援のネットワークの要素になっていくということで、いいなと思いますし、ぜひ進めていただければと思います。

学校の中にあるということで、なかなかやってみなきゃ分からないところもあると思うんですけども、やはり勉強の場所というところと、ほっと息をつける場所のところ、もちろん入り口等々も別なのだと思いますけれども、そこら辺の運営の仕方については、すごく大事なことであるだけに、いいと思うんですけども理解を得られるように慎重に進めていったほうがいいのではないかなと思って聞いていました。

委員

児童館というものがある中で、結局児童館だけに納まらない必要がすごくあると思っています。ネットワーク支援とか、地域資源開発とかと書いていただいていることは具体的に伺いたいなと、興味を持っております。中学校施設に併設していくときに、今、新BOPとかもそうなんですけれども、学校の中にあるのでいいところと、学校の中で遊ばなきゃいけないという悪いところと、二面性があると思うんです。そういうところをちょっと意識的に、学校だけれども学校ではない、でも学校施設にあるというよさを最大限に考えていっていただきたいなと。

あと、中学校が、これからもしかしたら公立だと児童数が減っていくのかもしれないですけども、まだまだ学びが変化していくという中で、中学校も教室がまた足りなくなるとか、もっとスペースが欲しいとか、何かそういうことが起こってくる可能性があるのかなということ、今後、今の児童館併設に限らず、教育委員会の話になってくるとは思うんですけども、フリーなスペースというか、時によっては児童館的に使えたり、人と連携できたり、集えたりという、施設の整備の余白

みたいなのところもちょっと意識的に、グランドビジョンの中でも各所連携という話がせつかくあると思うので、そのように進めていっていただきたいなと思っています。

委員

児童館の主要な4つの機能というものが出ているんですが、この機能のどこに焦点を当てるのかは、恐らく職員の方々の教育とか、何を専攻したのかということによって随分と変わってくるんじゃないのかなと感じました。そういう意味では、バランスよく、どのような資格をお持ちなのかとか、どのような教育を受けられたのかということを見ながら職員を配置することがすごく重要になるんじゃないかなと思いました。

今も学校に配置されているという話が聞こえてきたんですが、特にソーシャルワーカーの機能というところでは、外に出かけていくとか、外の機関とかいろんな人たちとつながっていくという意味では、その場所にいないことがすごく多くなる可能性もあるんじゃないかなと考えています。もしソーシャルワーク機能というところを重視されるのであれば、そこにいるスタッフの方々にも、ソーシャルワーカーはこんなふう動くんですよということを周知しておくことは必要なかなと思いました。

森田会長

ありがとうございました。よろしいですか。それでは、一旦ここで打ち切らせていただきます。

今、いろいろな御意見、御質問が出ました。1つは施設整備というものについてですが、施設整備に、子どもたちだとか、保護者の方たち、地域の様々な機関の人たちがきちんと参加していかれるかどうかということが問われているのだと思うんです。具体的には、先ほどの御質問があったように、例えば教育のいわゆる静かな環境というものと、市民的なにぎやかな日常性みたいなものを両立させる方法はどういうふうにできるのだらうと。とにかく利用する人たちの参加ということは非常に重要なんですが、これについてどうお考えなのかということですね。

それと関連してですが、連携ということ。今までの児童館は、やはり建物の中でやる支援のように私たちは感じておりました。もちろんそれは、時々キャンプに出かけたり、いろいろ外に出て遊ぶということはあったかもしれませんが、基本的には児童館という建物の中での活動になります。これが具体的に地域支援というふうになったときに、先ほどお話がありましたけれども、子育て支援の例えばおでかけひろばなんかとどう連携をしていくのか。あるいは、様々な具体的な支援機関、社会的な養育といったものでも、フェアスタート事業のところでも児童館

が入口になるということが書かれておりますので、こういったことなんかも含めてですが、児童館がどれだけ地域のそういった社会資源と連携を取るという決意と、そしてその方法ですよね。

今、委員から御意見がありましたけれども、支援者がどれだけ質的に違う技術、あるいは違う専門性というものに対する理解と共感と、そして自分たち自身がそれを供えていくための方法が、その中に用意されていくのか。そういうことをしないと、実質的に言っていることが絵に描いた餅になってしまうということだと思っておりますけれども、こういったことが質問の中に出てまいりました。

そういう意味では、運営の方法等を含めて、つくるとき、そして支援者の育成支援、こういったものについてどうお考えになっているかという今の段階のところをお聞かせいただければいいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございます。これから整備を進めていくに当たりまして、個別に計画を立ててまいりますけれども、そういった中で、利用されるいろいろな方々の御意見は広く吸い上げられるような形で考えていきたいと思っております。

中学校の中、教育施設の中にあるということになりますが、子どもたちの中には、学校から少し離れたたいというような方もいらっしゃるかと、そういうお話も聞いています。ですから、できるだけ接点がないような動線といったものもちょっと考慮しながらですとか、あと、地域の方々とどう交流できるかといった視点も考えていければいいと思っています。できるだけ児童館が地域の中で有効に活用できるように、様々な検討を進めてまいりたいと思っておりますので、いろいろ御意見をいただければと思っております。

また、これから児童館が地域の中のネットワークの拠点となっていくという形で今考えてございまして、様々な地域資源の方々となつながら、子ども・子育て支援を実施していくということで考えてございます。ひろばについても、児童館で何か全部できるというものではございませんので、児童館が、場所として施設があつてというところがやっぱり大きい強みかなと思っています。ただ、古い施設が多いので、今後整備するに当たってはいろいろ必要なものはそろえていかなければいけませんし、改修するところは改修しながら進めていかなければいけないと思っています。

まず、児童館につながることによって、様々なひろばですとか様々な資源といったものを児童館がちゃんと理解して連携を取っていただい

て、必要な方が必要な支援につながるようなことができればいいかなというところがまずあります。

また、今回、四者連携という形で地区のところにも入っていくようになりますので、地域で子ども・子育て世帯を支えられるようなことを考えていければと。それにはやはり職員のスキルの向上は確かに非常に大事になってくるかと思えます。様々な研修といったものを実施しながら、子どもの権利も含めて、そういったものを職員が理解して取り組めるように考えていければと思っています。

森田会長

おそらく、皆さん期待とそして不安とを両方を併せ持っている御質問や感想であったと思われます。それはやはり今までの児童館とは違う役割、期待というものがそこに書かれていて、そして、そことは違う実態を実感していらっしゃる委員の方たちが多くて、そこから内容をひっくり返すような実践を各児童館がやっていただけるような形でこれから進められるかということにかかっているのだらうと思うんです。

児童館が大きく役割を変えるということに立てるかどうかということについて、私たちは絵に描いた餅にするわけにはいかないの、何とか児童館の方々の役割に対しての期待を具体化していただけるように向かっていただきたいと思えます。ぜひ、皆さんからも、ここに対する希望だとか期待だとかそういったものをお寄せいただいて、ここから児童館の整備ということで、これはなかなかほかの自治体にはない取り組みになっていきますので、ぜひ皆さんのお力を借りて、進めていただきたいと思えます。

特に今のお話の中でも、地域拠点のイメージがちょっとやはり弱いですね。児童館なんかを持っている自治体の中には、運営委員会だとか運営協議会だとか地区協議会みたいなものを持って、地域と一緒に、あるいは子どもたちも一緒に、その児童館をつくり上げていくというような拠点にしていっているところはかなり多いんです。だから、行政だけがつくるものではないという時代はもうかなり昔から来ているわけなので、児童館の役割がきちんと改めて議論されていくといいのかなと思えました。ぜひ皆さんの御意見、感想、それからいろいろな提案なんかも含めて頂いて、ぜひこれを有効に育てていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

次のテーマがかなり時間がかかるものなので、移らせていただきたいと思えます。

報告(2)「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画について

報告(3) 区立幼稚園集約化等計画について

森田会長 それでは、報告(2)「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画について、それから報告(3)区立幼稚園集約化等計画について、これは一括で報告をいただきたいと思います。お願いします。

事務局 「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画について、御説明させていただきます。

事前にいただいた御質問をベースに資料をまとめさせていただいております。

「1、区立保育園再整備に関するこれまでの経緯」です。

区では、子ども・子育て会議において御意見をいただきながら、平成31年2月に「区立保育園の今後のあり方」を定めまして、これまでこれに基づいて区立保育園の再整備計画を進めてまいりました。「区立保育園の今後のあり方」では、これまでの地域に拠点園を整備するという方針に加えて、各地区ごとに子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を担う事業を展開することを基本としまして、今後は、保育施設の配置状況や未就学児童数から子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を担える規模、地区内の区立保育園の配置を検討した上で、おおむね築35年以上となる区立保育園の再整備を進めると定めております。その考え方に基づいて、今回、地区に複数あり、築35年以上超えている区立保育園を対象に、保育需要等様々な条件を検討して、新たな再整備計画を報告するものであることから、既に決定していた計画を変更するものではないということで、これまでの計画に基づいて再整備計画をさせていただいたという形になっております。

続いて、「2、再整備にあたっての子どもや保護者への事前説明について」です。

今回の区立保育園再整備計画については、本年7月28日の福祉保健常任委員会報告後に、再整備対象園の保護者に再生計画の概要をまとめたものの周知を行わせていただいております。再整備計画につきましては、在園児に影響がないように移転統合は5、6年先としているため、保護者から特に反対等の意見は寄せられておりません。また、入園を希望される方向けに、「保育のごあんない」では、新たな再整備計画があることを周知するとともに、改築、施設等を予定している保育園には「 」築45年以上を経過して今後老朽化に伴って施設の再整備の対象になる可能性のある園については「 」を記載しておりまして、周知をしているところです。今回の計画につきましては、移転、統合等が令和10年度

以降となるため、区民の方には今後も継続して丁寧に周知を続けていきたいと考えております。

続いて、「3、再整備した後の跡地の活用について」です。

今回、報告した園について、移転、統合後の跡地についてはグランドビジョンを踏まえて、裏面に行っていただき、全て子ども・子育て施策に活用することとしておりまして、今後、具体的な検討に入りたいと考えております。

「4、保育園の統合・集約後の定員の報告について」です。

これまで再整備により移転、統合した園については、今回も議事でありますけれども、開設前に定員等を御報告させていただいております。今回、令和5年度に開設を予定している区立玉川地域拠点保育園、深沢保育園と奥沢西保育園の統合園になりますが、こちらの定員につきましても、今日の会議で定員数を報告する予定になっております。

(参考)としまして、新たな再整備対象園の概要ということで、こちらに記載の10の園が5つの園になるということと、その他としまして、先ほど言った玉川地域拠点保育園が令和5年5月以降開設予定です。また、用賀保育園分園のわくわく保育園が令和10年3月末で廃止、用賀保育園本園へ統合予定という形で計画しております。

また、参考資料としまして、7月28日の福祉保健常任委員会の資料と、平成31年2月に決めました「区立保育園の今後のあり方」の概要版の資料をおつけしております。

私からの説明、報告は以上になります。

事務局

続きまして、資料3「区立幼稚園集約化等計画について」御説明をさせていただきますと思います。

最初に1といたしまして、区立幼稚園集約化等計画を策定するに至った経緯でございます。

区では、平成26年8月に区立幼稚園用途転換等計画を策定いたしまして、当時大変大きな課題となっておりました保育待機児の解消などに向けて、幼稚園と保育園の両方の側面を持つ幼保連携型認定こども園に用途転換することといたしておりました。この計画では、当時9園ございました区立幼稚園のうち5園を区立の幼保連携型認定こども園に、4園を私立の幼保連携型認定こども園へと転換することを定めておりました。

しかしながら、その後、未就学児人口の減少や幼児教育・保育の無償化など、乳幼児教育・保育施設をめぐる状況が大きく変化をいたしております。こうした状況の変化を踏まえまして、用途転換等計画を見直し、

今後の区立幼稚園等の在り方についてお示しをいたしましたのが、区立幼稚園集約化等計画になります。この集約化等計画の策定に当たりましては、本年4月に区立幼稚園の保護者の皆様にアンケートを行ったり、また、世田谷区立幼稚園・認定こども園PTA連絡協議会様の6月の定例会において、その時点の方向性などを御説明した際にいただいた御意見なども参考にさせていただいております。

続きまして、「2. 今後の区立幼稚園等のあり方等」でございます。

先ほど経緯でも一部触れましたが、用途転換等計画の見直し、集約化等計画の策定に至った背景でございます。こちらについては、(1)に書いております通り4点ほど背景がございます。

1点目が、区立幼稚園、認定こども園の入園児の減少と在園児数に要配慮児を占める割合でございます。区立幼稚園、認定こども園の入園児数は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や、未就学児人口の減少などの影響によりまして大幅に減少しております。平成30年度には73%ございました定員の充足率が、令和4年度には38%となっている状況でございます。また、区立幼稚園は、従来から配慮を要するお子様の受入れを行ってまいりましたけれども、在園児数に配慮を要するお子様の占める割合は逆に上昇しておりまして、平成30年度には14.7%ございましたが、令和4年度には25.2%となっております。

これらの区立幼稚園の在園児数の推移につきましては、参考資料として、7月27日の文教常任委員会で御説明をいたしました区立幼稚園集約化等計画(案)についてというものを添付しております。こちらの2ページ目と3ページ目に載せております。お時間の関係がございますので御説明は割愛させていただき、後ほど御参照いただければと思っております。

最初のページへ戻っていただきまして、2点目としまして、保育待機児の解消・私立幼稚園入園児数の減少でございます。用途転換等計画を策定した平成26年当時、大変重要な課題でございました保育待機児でございますけれども、区内保育施設の整備の進捗等により、令和2年4月に区の保育待機児が0人となり、保育待機児の解消をしております。また、区立幼稚園ほどではございませんが、私立の幼稚園の入園児数についても減少傾向にあるということで、令和3年度の入園児数は平成30年度と比較すると20%ほど減っていると伺っております。

3点目がいわゆる医療的ケア児支援法の施行でございます。令和3年9月18日に医療的ケア児支援法が施行されまして、区立幼稚園等の学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもたちのために、看護師等の必

要な措置を講ずる責務を負うことが法律上規定されております。

4点目としましては、令和3年12月20日に世田谷区乳幼児期の教育・保育の推進拠点として教育総合センター内に乳幼児教育支援センターが開設したことも大きな変化であると捉えております。

御説明しいたしましたように、乳幼児教育・保育施設、あるいは乳幼児期の教育・保育をめぐる状況が平成26年の用途転換等計画策定時から大きく変わったことを踏まえまして、計画の見直しをすることといたしました。その1つの成果としまして区立幼稚園集約化等計画がございます。

「(2)用途転換等計画の見直し」の内容でございます。

保育待機児が解消したことにより、区として、当面、新規の保育施設の整備を見合わせることにしたことを踏まえまして、区立幼稚園についても公私立の幼保連携型認定こども園への用途転換を行わないことといたしております。

「(3)区立幼稚園の集約化」の内容でございます。

現在8園ある区立幼稚園等について、区内5地域に1か所程度といたしまして、地域の乳幼児期の教育・保育の拠点としての役割を果たすよう、段階的に集約化してまいります。集約化後の区立幼稚園等の施設類型については、現行の幼稚園、または幼稚園をベースに一部保育枠を加えた幼稚園型認定こども園とすることを想定しております。

集約化に当たりましては、平成30年度に施行されました幼稚園教育要領や保育所保育指針等で3歳以上の幼児教育の内容が共通化されている方向であることや、比較的早期からの配慮を要するお子様や医療的ケアを必要とするお子様への幼児教育・保育のニーズも高いということから、3歳児保育を導入し、3歳児の段階から配慮を要する児童や医療的ケアを必要とする児童なども含めた子どもたちに対応し、受入れを行っていくことを基本としたいと考えております。

続いて「(4)集約化後の区立幼稚園等の役割等」についてです。

最初に、集約化後の区立幼稚園では、私立幼稚園や保育所等と相互に補完しながら、これまでに蓄積された様々な経験や知識を活用して、配慮を要する児童へのきめ細やかな対応や医療的ケア児の対応に取り組んでまいります。また、多様な言語や文化を背景に有する児童もかなり増えてきておりますので、そういった児童への対応など、インクルーシブな教育・保育を多面的に推進していきたいと考えております。

としまして、5つの園が乳幼児教育支援センターと連携し、学びの仕組みも活用しながら地域の教育・保育の拠点として、公私立、幼稚園、

保育所等の施設種別の枠を超えた連携や、幼稚園、保育所等と区立小中学校との交流、連携の先導、推進役として取り組み、区全体の教育・保育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

といたしまして、核家族化の進行やまた働き方の多様化などに対応し、保護者の負担軽減、就労支援を図るため、長期休業中の預かり保育の実施や、預かり保育の時間延長等の機能充実に取り組んでまいりたいと思います。

最後、として、乳幼児教育支援センターを中心として展開する世田谷区の特色ある取組の担い手として、研究や事業を牽引してまいる予定でございます。

区立幼稚園等につきましては、集約化後、こうした役割を果たすことができるよう、検討や準備を進めてまいる予定でございます。

裏面に移っていただきまして、続きまして、「3.各園の集約化の内容・年次」についてでございます。

区立幼稚園の集約化の年次等につきましては、区立幼稚園の園児の在園状況、地理的条件、施設の築年数、集約化後の跡地の活用などを総合的に勘案して確定していきたいと考えております。現時点の想定といたしましては、資料にお示ししている表にございますように集約化等を想定しております。世田谷地域で2園を集約化し、施設として桜丘幼稚園の園舎、園庭を活用し、玉川地域で2園を集約化し、施設として中町幼稚園の園舎、園庭を活用すること、また、烏山地域では2園を集約化し、施設として八幡山幼稚園の園舎、園庭を活用することを想定しております。

集約化の想定年次といたしましては、世田谷地域の集約化を最初とし、最短で令和8年度を想定しております。その後、1年ごとに、玉川地域、烏山地域の集約化を進めていければと考えています。これらについては、集約化後も幼稚園として継続することも予定しております。なお、既に幼稚園型認定こども園に用途転換をしております認定こども園多聞幼稚園につきましては、当面の間、現在と同様の運営を基本といたしますが、3歳児保育の導入も視野に入れながら、学年数、クラス数、定員等の詳細について、今後の園児数や未就学児の数の推移なども見極めながら、必要に応じて見直しを行い、検討を図ってまいりたいと考えております。

また、砧幼稚園については、区立砧小学校と複合化による改築を行いまして、新園舎の供用が可能となった後に幼稚園型認定こども園として、医療的ケアを必要とするお子様を幼稚園等から小学校、新BOP、

学童クラブまで生かしていけるようにモデル的取組みを行い、3歳児保育を導入することを検討する予定でございます。

最後に、「4.集約化の進め方について」でございます。

(1)にお示ししてございますように、8月に集約化等計画を取りまとめた後、区で在園児の保護者や園の職員を対象に計画についての説明会を実施してまいりました。各園の保護者を対象とした説明会を9月から10月にかけて全園実施をいたしました。また、9月15日でございますけれども、世田谷区立幼稚園・認定こども園PTA連絡協議会の定例会の場をお借りいたしまして、集約化等計画の説明をさせていただいているところでございます。また、各区立幼稚園の職員についても、これらに先立って8月に、オンラインによるものでございますが、説明会を実施いたしました。今後、区立幼稚園の集約化に向けた取組の進捗に合わせて、区立幼稚園の近隣にお住まいの皆様などにも説明を行うことも想定しております。

また、区立幼稚園の集約化自体につきましては、(2)にもございますように、様々な要素を総合的に勘案しながら、計画に基づき段階的に進めてまいりたいと考えております。

なお、「(3)集約化後の跡地活用」についてでございます。子どもの人口が減少傾向となる中においても、教育を含む子ども・子育て施策を一層バージョンアップできるよう、今後、関係所管も含めて検討調整を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、集約化等計画につきましては、(4)にございますように、次期基本計画の中間見直しや子ども計画(第3期)の見直しに合わせて、進捗状況の検証等を行うなど、進捗の管理を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

森田会長

突然のお話に、きっと驚かれています方もいらっしゃるかと思いますが、保育園と幼稚園、両方とも今後の在り方について大きく変化することについては、今までこの会議で報告をされ、承認をされ、そしてそれが時間をかけて実践されていくという形になってきていますので、皆さんの中には初めて聞かれた方もいらっしゃるし、長く委員を務めている者にとっても、そういえばそういうことってあったなというような感じで見るとような政策もあったりして、これは本当に難しいですね。

子どもは、毎年1歳ずつ年を経るわけなので、もっと早くやってほしいという人もいれば、いや、もっと慎重にやってほしいという人もいます。

これは本当に難しいところなのですが、具体的にはこういう計画に基づいて、やってきたと。例えば区立幼稚園としてはかなり大きな人口変動が起きていることもあったということで、今、集約化計画というものが始まっているということです。具体的に今報告を受けたことで、御質問、感想とかがあれば、どうぞ。

委員

先ほどお話のありました区立幼稚園の集約化についてなんですけれども、世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会は、区立幼稚園7園の代表の各委員が集まって議論を重ねてきたんですけれども、こちらの集約化等計画につきましては、8月に決定され、9月、夏休み明けに保護者のほうに発表がありました。

そのときに、保護者はもう驚きと混乱で、「区立保育園の今後のあり方」の、資料2の再整備にあたっての事前説明については、「保護者から特に反対等の意見は寄せられていない」とあったんですけれども、区立幼稚園のほうでは反対の署名運動が起こりまして、事前に、9月に取らせていただいた保護者向けのアンケートでは、卒業生も含めて、賛成が1%、反対とどちらとも言えないが残りというような形で、かなりの保護者の方が同意されていないような状況で、この2か月、説明会等が行われてきた状況なんです。

説明会でも、各7園で、どのような質問をされましたか、どのようなお答えが返ってきましたかというような情報共有がなされているんですけれども、やはり納得のいくようなお答えをいただけていないという保護者からの声がとても多いです。夏休み前はといいますと、用途転換について、「なぜ用途転換をするんですか」というところから始まりまして、大体はこの入園児数の減少と要配慮児が占める割合の上昇というようなお答えがメインだったんですけれども、世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会から区に毎年提出させていただいている要望書では、3年保育の要望というのをここ数年、恐らくコロナになってからなんですけれども、毎年第1の要望として提出させていただいておりました。

その背景といたしましては、3年保育だったら区立幼稚園に入れたかったという親御様がとても多いということを事前のアンケートでも多くの方からお答えをいただいておりますことがございます。3年保育が導入されさえすれば、もう少しこの幼児減少も抑えられたのではないかと、今からでも遅くないので試験的にでも導入してほしいという親御さんがとても多いんです。

この計画が始まりましたのが平成22年の今後の学区制等のあり方についてというのが始まりでして、平成26年に区立幼稚園を8園から5園

にという流れで進んできたんですけれども、もう今となつては、なぜそういうふうにならしてしまうのかというところが誰も納得できないまま、この計画が進んでしまっていることに、幼稚園在園の保護者が反対の署名活動を今でも続けているんですけれども、卒業生の親御様も含めて反対の御意見を多く寄せてくださっています。

もしこの会議が、長い時間をかけて少しずつ状況に合わせて進んできたこの計画の、根本的なところをもう一度見直しましょうということが目的なのであれば、もう一度、この区立幼稚園の数を減らす前に、何かできることがあるんじゃないか。

今ある施設、設備というのは、とても自然が豊かで、伸び伸び子どもたちが走れる園舎、生き物もたくさんいて、お花、植物もたくさんあってというすばらしい環境で、その教育方針と環境に賛同して、誇りを持って、卒園生として、ファンとして支えてくださっている保護者の方がたくさんいらっしゃいますので、もう一度、こちらの計画について、幼稚園を廃園にしたら今度は保育園にするという数の話ではなく、そういうところを見直していただけたらと思います。

森田会長

今度の集約化の内容は資料3の裏側にあるんですが、保育園にするというのではないですね。2園を1園の幼稚園にしていくという集約化計画ですよ。

委員

幼稚園の集約化等計画についてはそのように書かれているんですけれども、資料2の「区立保育園の今後のあり方」のほうに、廃園にされた幼稚園の跡地を統合した保育園にしていくという計画が載っていましたので、そのような発言をさせていただきました。

森田会長

要するに、場所を使っていくというだけの話ですよ。だから、保育園を新たにつくるというのではなくて、保育園の場所を移動させるという考え方ですよ。

委員

ただ、保育園の場所を移動させて跡地を保育園にしてしまったところで、幼稚園の数が増えないと、給田幼稚園なんかは近くに幹線道路もあって幼稚園もないので、通える幼稚園がなくなってしまうということで、幼稚園のあったところを保育園にしたからといって、幼児教育を希望される方が通える場所が、選択が狭まってしまうということです。

森田会長

具体的には、資料2の2ページのところです。保育園の統合・集約という方向性と、今お話があった、その場所を使って幼稚園のところに移行させるといった問題と、それを合わせて幼稚園の保護者のほうからは問題提起されているということ。

ほかにはいかがでしょうか。この問題についての御発言、感想はありま

委員

すか。

少し思い出していたんですけれども、平成26年に区立幼稚園の用途転換の計画が出されて、そして区立幼稚園が4、5歳児のみの保育から幼保連携型認定こども園に移行するに当たって、取りあえず、まずは3歳児保育をしなければいけないだろうということで、区立幼稚園の先生方と関係部署の職員の方も集まって、3歳児のカリキュラムをつくる、その委員会みたいなものを、当時私がリードしながら取り組んだ覚えがあります。

その3歳児の指導計画をつくるのが、4歳から少し下りてくることで、見通しを持って子どもの成長、発達を見ていけば、そんなに不自然に難しいことでもなく、幼稚園教諭の資格がある方であればこんなふうにやっていけばいいじゃないですかみたいなことで、幾つか素案を出したりとかして、3歳児保育をもう実施するということの前提があったと思うんです。

幼稚園教育要領、それから幼保連携型認定こども園の教育・保育要領では満3歳以上となっていますから、無償化も満3歳からですから、本来、幼稚園は満3歳からとなると、保育園でいうところの2歳児クラスの子どもが、4月生まれの子だったらすぐ満3歳に2歳児クラスでもなりますよね。ですから、そういうことを見越して、全国の幼稚園では満3歳児クラスという3歳児クラスの前の学年のクラスも設けているようなところも増えているかと思えます。

ですから、世田谷区立の保育園も幼稚園も、ある意味で幼保連携型認定こども園になっていく中で、それぞれグランドビジョンではないですけれども、どこも、今までの区立幼稚園、区立保育園の蓄積を本当に大事にしながら、本来は幼保連携型認定こども園になっていくのが、私としては、長い時間かかってもそれが望ましいのかなと思って、この3歳児のカリキュラムのところでもいろいろ考えて、皆さんの御意見を聞いたりしていたんです。

ただ、その後、そういうことがなかなか進まなかったということ、そして、幼稚園のほうで、幼稚園型認定こども園に変わっていくところが幾つかあるけれども、こういった中で、保育園にしても幼稚園にしても縮小といいますか、合体させてというような結果、減らすことになる。ということは、自分の所属する園がなくなるとか、自分の卒園した園がなくなるとか、その地域でその園を大事にしていた方にとっては本当に苦しい、つらい。全国でこういうことがいろいろ起こっていますけれども、本当に反対される気持ちというのはよく分かります。そ

の園が、地域と地域の子どもたち、子育て家庭にとって本当に大事な存在なので、そこに根づいて取り組んでこられたということにおいては、むやみに数を減らすということは私もいけないことだと思います。

しかし、一方で、幼保の枠組みをこえて、もう少し全体として、先ほどの児童館が子育て支援館にということで、そういった機能を持つことを目指すのであれば、その元区立の幼稚園や保育園の園舎のほうが、中学校の中の児童館よりも、子育て支援館としては環境としていいのかもしれないなんていうことも少し思ったところもございます。世田谷区では幼稚園、保育園そして子育て支援のこれまでの蓄積が本当に豊かになって、幼稚園も質の高い幼児教育をなさってきた実績があるので、その辺りをどのように、区全体として他の子育て支援や、ほかの様々な福祉、教育にも生かしていくのかということですね。

もう一度言いますが、幼保連携型認定こども園だったら、児童福祉法と教育基本法、学校教育法の枠の下にあるものですから、福祉と教育が非常に一体的につながって取り組み、いろいろな実践ができると思っていますので、幼稚園型でなく、将来的には幼保連携型を目指してほしいなというふうに、保育園においても幼稚園においてもそんなふうに思っています。

しかし、今の幼稚園の皆様方の思いやこれまでのいきさつをもっと細かくいろいろ聞くと、やはりそこは丁寧に説明したりですとか、何かもう少し今の状況から掘り下げて、皆様との対話ややりとりが世田谷区全体の子どもの幸せにつながるようになってほしいと願わずにはられません。

委員

今のお話と大体同じなんですけど、私は保育園に子どもが行っていたので幼稚園の環境ということを全く存じ上げなかったんですけども、これだけ思いのあるお母様たち、お父様たちがいらっしゃるのだなというふうにすごく感じまして、こういうお話が出てくるということは、対話、地域連携のチャンスなのだろうなとすごく思いました。

失われるものの価値がどういうところにあったのか、それをまた再整備せざるを得ないとしても、それがどういうところに引き継がれるのか、生かされるのか、そういう皆さんの思いをきちんと次の計画というものに生かされなければ、失われるばかりというのは本当に悲しいことなので、ぜひ前向きにお声を伺いながら整備していただきたいと思います。

委員

まず1つ、幼保の区立施設が減っていくという状況を把握いたしました。在園児の保護者の意見というのはお聞きになっているようなのです

けれども、その地域の関係者や住民の意見は聞かれているのかどうかというものが少し気になりました。世田谷区はとても地域を大切にしているのだから、こういった大きな変更を行う場合には、やはり地域の方々や、そのいろんな機関の関係者の方々の御意見はすごく大事だと思うので、それをお聞きになっているのかどうかということが気になりました。

2点目に、区職員の保育者というのは、キャリアが長くて非常に専門職として養成されていく立場だと思うんですけども、この人々が、いろいろと民間施設に対しても支援を行ったりするという意味では、重要な人材だと思っているんですが、区立施設が減っていく過程で区職員としての保育者の採用に偏りがないように計画されているのかどうか。例えば空白の年代があったりとかということがないように計画されているのかどうかということも気になりました。

3点目に、もう既に意見が出ているんですが、幼稚園が変わる場合になぜ幼保連携型にならないのかという点については、私も疑問に思っております。区立幼稚園において、恐らく調理室とかはないと思うんですが、幼保連携型になりますと調理室が必要になりますので、その点がひっかかっているのかななど想像しておりますが、要配慮児や医療的ケア児を受け入れるという方針にされるのであれば、むしろ調理室があったほうがいろいろな支援が柔軟にできるのではないかと思います。

委員

私の感想としては、まず、これだけ公立の幼稚園の子どもが減っているというのが驚いております。また先ほど保護者の代表の方のお話を聞いて、なるほどとも思ったところですので、ぜひその辺りの分析をきちんとした上で今後の計画を進めていただければと思います。

あと、医療的ケア児、配慮が必要なお子さんを受け入れていく方針というところは非常にポジティブに受け止めていますが、これまで通う場所がなかった子が通えるようになっていくというのは、非常に素晴らしいことだと思う一方で、本来インクルーシブという意味では、そこに集まってしまうとインクルーシブではなくなってしまうとも感じています。他の園でも通えるように、いろいろな選択肢がお子さんにあるといいなと思っているので、早い段階で他の保育園、幼稚園にも医療的ケアの必要な子も通えるような支援を進めていけるといいのかなと思います。

委員

大変難しい議論だと思っております。複合的にいろいろな構造が絡まって、この事態になっているのだと思います。令和元年から令和4年にかけて、私立幼稚園では3歳児を行っておりますが、特に3歳児の就

園率はもう、在園率は23%、約25%の減となっており、深刻な経営難を迎えております。これは定員を割り込んでいる民間保育施設の皆様方も恐らく同じような状況にいらっしゃるのではないかと思います。今、御発言があったような分析もしなくてはいけないんですが、刻々と子どもの数が減少しているという事実も、まず委員の皆様方に御認識をいただきたいです。

玉川地域では、令和元年から今にかけて2園の私立幼稚園が既に廃園を決めております。これは子どもがもう集まらないという実情があるからでありまして、先ほども御発言いただいたように、長い歴史を持って戦後から世田谷の子どもたちの幼児教育の場を提供してきた幼稚園、保育園が、こういう問題の中で運営難になって、閉じていかなければならないという事態はやっぱり起こってはいけないし、大変深刻な問題だと思っております。

幼保連携にならない理由というのは幾つか考えられると思いますけれども、現状の中で私立幼稚園、区立幼稚園、そして区立の認定こども園、私立の幼稚園型認定こども園等がある中で、1号児、2号児が、現に定員が拡散し始めている。3号児も、いわゆる待機児が減少している中で、機能としては幼稚園機能、教育機能、保育機能が合わさった幼保連携型は、形としてはよろしいと思いますけれども、そこにまた振り分けられる定員自体がもうかなり落ちてきているということを見ると、今から幼保連携こども園のところに設置変更していくということは大変これもまた難しい。

2号児も幼稚園型で減少しているわけですから、こういうことを考えるときに、つまるところ、人口減少、少子化で子どもが減少しているということ、世田谷区に若い方が住めるまちづくりという施策が不足しているといったことも感じざるを得ませんので、なかなか今日のこの資料を御提示いただいただけでの解決策はこの時間の中で出てくることではなくて、丁寧に計画を、それもスピーディーにしていかなければいけないことかと思っております、大変危惧をしております。

森田会長
委員

ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。では、どうぞ。

まず、「地域の方々への御説明はありましたか」という質問は保護者のほうからも上がっておりまして、説明会などでも質問させていただいたんですけれども、その時点では地域の方への説明会は予定されていないとのことでした。

インクルーシブの保育が今後目標とされる中で、要介護児が通うという幼稚園の形としても、集約化されてしまうと、ただでさえ幼稚園に連

れて行くのが大変なお子さんをさらに遠い地域へ連れていかななくてはならない。ましてや、区立幼稚園は、自転車はOKだけれども、基本的には徒歩通園とされている中で、遠い園まで横断歩道や長い道のりを介護が必要な園児を連れて通うのはますます難しくなってしまうというようなお声も、保護者の方から上げられております。

先ほどお話がありましたように、児童の全体の数が減ってきていて、もう園児数の減少というのは、大きな流れとして現状では仕方ないことではあると思うんですけれども、幼稚園の数を減らしてしまうというのは、区外から転居される際に、子ども・子育て世代というのは必ず地域の教育環境を、ここに小学校がある、幼稚園がある、中学校があると調べてから転居されますので、一度幼稚園だとかをなくしてしまうと、さらに子育て世代が転入される機会を減らすことに拍車をかけてしまうのではないかなという懸念もございます。

幼保連携型であれば、地域の方の、世田谷区全体の子育てのためになるのではないかなという御意見もございましたが、私も、幼保連携型で3歳児保育になるのであれば、このような計画の進め方も悪くないのかなと思うんですけれども、幼稚園型で継続して園舎を減らしますということですので、現在の区立幼稚園の教員の方々がされているすばらしい保育の実績だとか、環境をただなくしてしまうだけになるのではないかと考えております。

森田会長

この問題につきまして、資料は教育委員会事務局となっておりますが、この議論というのは子ども・若者部のほうで行えばいいものなのか、あるいは教育委員会マターなのか、どのようになっているのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。幼稚園の運営の今後の在り方については教育委員会を中心に検討するんですが、何度も御報告させていただいてます子ども・子育て会議のグランドビジョンの関係で、また今日の説明の中でも一部ありましたが、全体の子ども施策をどう考えていくか、施設や財源などをどう振り分けていくかというところもありますので、今、子ども・若者部を中心に、保育部も我々もそうですけれども、子ども施策に関連する部署全体として、区の全体の子ども施策を考えているという状況でございます。

森田会長

分かりました。この問題につきましては、今かなりいろいろなところからの御質問と御意見が出ております。前回数が出てきたこととの関係性の中から今日は御報告をお願いしたという次第ですけれども、やはりこれだけの御質問や御意見が出てきておりますので、この問題については改めて引き戻させていただいて、そして保護者の方々、あるいは関係

者の方々からの意見聴取をしていただいた上で、今後の方法を御検討いただいた上で、改めてこちらの会議に御提出いただくという形で進めさせていただく、そんな扱いをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 森田会長、今おっしゃられていることは、区立幼稚園の今のこのお話については教育委員会のマターですよね。私立幼稚園と民間保育園については、子ども・若者部がそれぞれ、私学係と保育部でしていただいているところで、この三者を同じテーブルに置いてということをおっしゃっているのですか。

森田会長 同じテーブルにつけて議論をするのか、あるいはそれぞれのヒアリングをしていただくのか、この方法をこちらから指示するわけにはいきませんので、ただ、今、委員の方々から御意見を頂戴したように、この問題を簡単にここで結論を出すということにはできないというふうに判断いたしましたので、一旦事務局のほうにお戻しさせていただいて、改めてこの問題についての議論をした上で、再度会議に提出していただくという形をお願いしたいということです。

委員 ありがとうございます。どのような方向でそれぞれの事業者がお話をしていくのかということも含めて、練っていただけることを要望いたします。

森田会長 はい。もちろんそこはしていかないと、ここでの調整にはなりませんので、これはかなりいろいろな問題に絡んでくることですので、そういう意味で、どこまで戻すかということについてもですが、私も入らせていただいた上で、調整に入っていくという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局 この再整備の件は、議会報告もして、それから、御説明も様々なところでさせていただいた経緯がございます。少し遅くなってしまいましたけれども、今日会議で御報告させていただいたというような経過がございますので、今後の進め方についてはまた森田先生に御相談させていただいて、何らかの形で改めてこの会議でまた御報告したいと思います。

森田会長 よろしいでしょうか。この区の一つの仕組みとしては、かなり進んでいるところでもありますけれども、どこまで戻せるか。皆さんの御発言の中にあっただような地域の方々への説明だとかはもう少しいろいろな形でできるのではないかとも思われますので、できること、できないことがあるかとは思いますが、それも踏まえて私のほうで調整に入らせていただくということによろしいでしょうか。

すみません。今日はもう最終的な報告の段階ですので、そういう形に

させていただきます。よろしくお願いいたします。

報告(4)保育施設への支援・指導のあり方検討会における外部有識者の検討報告および今後の区の実践について

森田会長 それでは、4つ目の報告になります。「保育施設への支援・指導のあり方検討会における外部有識者の検討報告および今後の区の実践について」ということで、まず事務局からの御報告をお願いしたいと思います。

事務局 保育施設への支援・指導のあり方検討会における外部有識者の検討報告および今後の区の実践について、御説明させていただきます。

外部有識者による保育施設への支援・指導のあり方検討会を、資料4のこちらの表に記載の森田会長も含めた委員の皆様で、令和4年5月より全4回開催し、8月24日に報告書が提出されました。このたびの検討会における検討内容を報告するとともに、これを受けた今後の区の実践について報告をさせていただきます。

区では、世田谷区保育の質ガイドラインを定め、子どもの権利を守ることを最優先とした、子どもを中心とした保育の実践に力を注いでまいりましたが、令和2年度に区立保育園において不適切な保育、虐待行為がございまして、今後の取組を進めてきた矢先に、昨年度は私立保育園で、別々の園ですが、重大事故と不適切な保育、虐待行為がございました。区立保育園での教訓が生かされずに度重なってしまったことに、常日頃からの不断の努力が必要であることを痛感しております。

本件につきまして、初めてお聞きになられる方もいらっしゃるかと思いますので、まずは経緯について御説明いたします。

報告書の4ページを御覧いただきたいと思います。下に振ってあるページ番号になります。A認可保育園における重大事故についてです。令和3年4月に、保護者のお迎え時に、園内で体調が急変して救急搬送されました。しかし、区への第一報がその3日後になっておりまして、区から事故報告書の提出を要請しましたが、その後の調整の結果、6月18日までかかってしまい、対応に時間を要した経緯を記載しております。

5ページにお進みください。B認可保育園における不適切な保育（虐待行為）については、令和4年3月にB認可保育園に対して、区が特別指導検査を実施いたしました。その指摘事項と改善指導事項を記載しております。こちらに記載の6項目について指摘し、改善を指導いたしました。

なお、本検討は、本件に対する区の対応を検証することを目的としておりまして、重大事故等に係る特定の個人等の責任追及や処罰の目的と

はしていないことを前提に検討しております。

かがみ文のほうに戻っていただきまして、3ページを御覧ください。
(2)からが検討会からの提言になります。

「保育施設との情報共有」ですが、2つ目の点の、日常の関係性の中で、保育施設と区が円滑に情報共有を可能とする仕組みを構築していくこと。

「保育部内の支援体制の強化」ですが、こちらでは支援が必要な家庭に適切な支援が行き届き、保育施設も円滑に支援が行えるよう、保育部が実施するケース会議に子ども家庭支援センターも関与し、保育施設への支援が行える体制を構築すること。

「児童相談所設置による権限強化を受けた取り組み」としましては、区独自の保育の質ガイドラインを作成し、保育の質向上に全力で取り組む自治体として、各保育施設が区内での保育に誇りと責任を持って保育の質向上に取り組める体制づくりや、二度と区内で不適切な保育を起こさないための決意を新たにし、事故や不適切な保育を未然に防ぐための指導や支援体制を構築すること。

「保育施設の連携強化、保育施設との協働による保育の質向上」ですが、保護者、保育施設、区が、それぞれ子どもの健やかな成長を願い、子どもを権利の主体として共に育てるという意識を持ち、お互いが信頼関係を構築し、相互理解をすることが重要であるという姿勢を改めて全保育施設に対し発信し、保護者や保育施設と協働しながら保育の質向上に向けて取組を進めること。

こういった提言をいただいております。これらの御提言を踏まえまして、「4 今後の区の実践」についてです。検討会からの提言に基づきまして、改めて保護者や保育施設と連携しながら次の取組を進めてまいります。

「(1)保育部における保育施設への支援体制の強化」の「保育施設の運営支援部門の強化」です。施設とともに子どもを育てるという視点に立ち返り、日常の関係性の中で保育施設と区が情報共有し、早い段階から園からの相談に対応できるよう組織体制の強化を図ってまいります。

「(2)児童相談所設置による権限強化を受けた取り組みの強化」の「巡回支援相談および指導検査の体制強化」です。待機児童は解消したものの、急増した園に対する保育の質向上に向け、支援、指導の実施方法が課題となっております。支援部門と指導部門が役割分担を明確にしつつも、それぞれが情報を共有しながら、巡回支援相談と指導検査の体制強化を図り、保育施設の支援に取り組んでまいります。

「(3)保育施設との連携強化と協働による保育の質のさらなる向上」の「保育施設との意見交換、保育ネットワークの支援等」です。保育施設と意見交換等を行いながら、保育ネットワーク等の自主的な活動への適切な支援を通じ、保育施設と協働し、保育の質向上を推進してまいります。

なお、本日の御報告につきましては別添の報告書より抜粋いたしましたので、報告書のほうは後ほど御確認いただきまして、この後の質疑も踏まえまして、御不明点、御意見につきましては後ほどメール等でいただければと思っております。報告は以上になります。

森田会長

本当はもっと時間を十分にかける予定だったんですが、時間が押している関係で、少し短くなりました。

具体的には、ここにありますように、天野先生にも御参加いただきまして、子どもの虐待の問題の専門家の方、それから子育てをしている当事者の人たちをずっとヒアリングをしてきている立ち位置の専門家に入っていて、現場からの問題を受け止めながら議論してきたということになります。かなり丁寧に議論は行って4つの提言と今後の区の取り組みを出させていただいたということになります。

何か御質問や御意見、感想、あるいは何かありましたらどうぞ。

委員

どの御提言も非常に的確に出していただいていると思います。

私自身はホームページから舞い込んでくる保護者の方からのご相談を受けて対応しております。結構不適切保育については絶え間なく入ってくるんですけども、世田谷区内の相談は、記録をつけ始めてから、これまではありませんでした。ですから、今回大変ショックを受けて拝見しておりました。

不適切保育の相談の中には、本当に涙が出るような訴えもあつたりするんですが、最近目立っておりますのは、集団行動ができない、発達上でこぼこしていらっしゃるお子さんに対する、不適切な、非常に排除的な対応が見られます。お子さんやその御家庭の保護者に非常にきつい対応をされて、例えば受診を強く勧めたり、でも、園が思っていたとおりではない受診結果が出るとそのことを違うとか反論をしたり、保護者をさらに傷つけることを言うようなケースもございます。こういったことについてもぜひ注意を払っていただきたいなと思います。

それから、現場の保育士の子どもの人権に関する意識が、今回のケースも非常に低い。なぜこんな意識なのだろうという不思議な思いがするほどなんですが、それを修正するような施設長なり、リーダーたちの姿がなかったということで、その辺りの組織全体としての人権意識の低さ

ということが非常に問題だと思いました。

それからもう一つ、私が相談を受けていて対応しようとしたときにぶつかるのが、意外と保護者の意識だったりします。保護者は、やはり自分の子どもが受けている保育の場と、もめてしまったり動揺することを非常に心配しますので、できれば何も変わってほしくないというような対応になって、先生のやっていることはしつげだというふうに言ったりする保護者が現れたりして、説明会を開くと、逆に隠蔽されるような方向に事が運ぶということもあります。

もう一つ、自治体の対応です。世田谷区は今後ますますしっかりと対応してくださると思うのですが、多くの自治体で、民間の施設だから口出しができないとか、保育内容のことは言えないとか、今検討しているところだとかで、時間がかかったりするわけです。その間にも、子どもは不適切な保育を受けて傷ついていたりするので、私は、非常にその点も問題意識を感じております。また、保育課等の御対応も今後よりしっかりしたものになってくるとは思いますが、一人一人の職員の方が人権意識を非常に強く持っていただくということがやはり必要だと思っています。

特に保護者や内部告発者等の相談、訴えなどに丁寧に耳を傾けていただいて、そんな細かいことはどうなのかなと思っても、施設を調べていただくとか、現地を見に行ってくださいとかしていただくと、ありがたいなと思っています。

それから、施設職員、施設長、自治体職員、そして保護者、地域、全体に対して、これは子どもの権利を侵害していることに当たるんだよという具体的な事例も挙げながら、子どもの人権に関する意識啓発というものにしっかり取り組んでいく活動が必要なのではないかなと思っています。

委員

世田谷区に限らず200近くの保育園を運営している立場から言わせていただきますと、今回なかなか報告がしっかり上がってこなかったとか、第三者委員とか、そういった問題がいろいろあるようですが、まず1つは、区と事業者、法人等の間での信頼関係の問題もあったのではないのかなと思っています。

保育の質とかそういったものを議論するときに、監査体制とか巡回指導とか、その辺りを強化するということがよく出てくるんですが、私も、現場でやっている実感では、昔、いわゆる新しい子ども・子育て支援法が施行される前は、区または市、自治体との間では、現場を持たれている基礎自治体さんは、そういった面では比較的、現場ってこうだよ

ねという形の共通理解があって、ある意味で非常に風通しもよく、自治体はやはり現場のことを分かってくれているという感じのことがあったんです。

ところが、都とか区が監査に来ますが、都とか区は現場を持っていないなか指摘をしていくというような形でしたので、そこが非常に大きな違いだったんですが、この頃、いわゆる子ども・子育て支援法が施行された後には、基礎自治体も監査をするというところなんです。多くの場面において、都とか県等、基礎自治体との意見が監査指導において違うケースがあるんですけども、苛烈なのは基礎自治体です。はっきり言うと非常に四角四面な解釈をされて、県とか都がいいだろうと言っている、いや、それは駄目だというふうに言ってくるのは基本的には基礎自治体なんです。基礎自治体は、もっと現場のことが分かっているはずなのに、何でそういう形でやるのか。言い方はあれですけども、検察官のような対応をされるケースもあります。

もう一つは、基礎自治体のほうは、やはり都とか県に比べてそういった経験が少ないので、知識、経験が足りない職員の方もいらっしゃいます。間違った指導もされます。だけれども撤回はされません。都とか県は間違っていたら撤回されるんです。やはり今、そういった状況において、体制の強化というところがきちんとしたまともなものであればいいんですけども、それが本当にきちんと行われていくのだろうかというのが若干心配です。

極端な例を言えば、これは世田谷区ではございませんが、ルールに書いていないのに、基礎自治体の職員が、「私がこう言っているのだからこれがルールだ」みたいな話をされる方がいらっしゃるんです。これは日本の国かというように思ってしまうところもあるんです。ですから、評価をすることについては非常に慎重にやっていただきたいです。

それから、私、若い頃にアメリカで公認会計士の資格を取りましたので、公認会計士、監査が一つの業務でございます。ところが、その監査の質を見るために、公認会計士の世界ではピアレビューといって監査の質が十分に目的に合ったものをしっかりやっているかということを中心にチェックする機能があるんです。ところが、基礎自治体の監査指導においては、それが十二分に行われているかというのは非常に疑問です。これは東京都の子ども・子育て会議でも言っていますが、その辺りもきちんと見ていただかないと、結局、監査員が来られるのに対してどう対応するかということを経営者は考えるということで、本来の保育園の保育の質を高めることに本当につながっているのだろうかというよ

うなケースがしばしば見受けられるということも、ぜひともお考えいただきたい。

ただ、15ページの「(2)保育施設との情報共有」の中段のところで、「保育施設と区の関係は『指導する側・される側』という構図になりがちであるが」と書いてあるんです。これはやはり世田谷区さんはすばらしい視点だと思います。ですので、ぜひとも、その「指導する側、される側」という立場ではなくて、もっと風通しよく、しゃくし定規、四角四面のような形で臨むようなそういった形ではない形でやっていかないと、やはり現場はよくないのではないのかなという気がしますので、ぜひともその辺りも御配慮をいただきたいなと思っております。

委員

こちらは区が保育施設と協働しているいろいろな改善を行っていくという様々な御提言が出ておりますので、ぜひ、私立幼稚園にもこのような支援体制を有識者をお迎えしながら御一緒にコンサルをいただけるような、そういう機会もぜひお考えをいただき、私どものほうも質の向上並びに運営、経営確保のための自助努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後も引き続きまして協働をお願いしたいと思っております。

委員

民間保育園は次から次へといろいろな問題が出てきているんですけれども、民間保育園連盟としても、どうしたらこの辺りの問題が解決できるのだろうかとか、どうしたら保育の質を高められるのだろうかというところでは本当に懸命に皆さんに提案をしたり、論議を進めようとしています。

先ほど御指摘がありましたけれども、保育の質につなげていくために、区と事業者が相当力を合わせないとということでは、確かにまだ溝があるかなという感じはすごくあります。でも、今、200になった民間保育園の一つ一つの状態を私たちもつかんでいるわけではないですが、不適切保育ということがあちこちで言われていて、園長会などを開くと、それに近い実態がやはり現場でも起きている。その辺りを隣や地域にある保育園が、保育園同士でどういうふうに応援していかれるだろうかということでは、今本当に一生懸命考えているところです。

何ができるのかということはあるんですが、情報共有と、古いかもしれませんが、やはり隣組で助け合おうという関係を考えていこうと。200あってもそれについてはやっていきたいと考えているんですけれども、本当に今保育園は、子どもの状態、実態、保護者の実態、それから地域のこと、それからコロナで3年間できなかったことへの取り返しの焦りとか、物すごく、本当に24時間、相当大きな問題を一つ一つ解決していかなければいけないということでは、私自身もですが事業者も相当大

変な思いをしているんじゃないかなというのはあるんです。

ですから、事業所によっても違いますけれども、私は、区の訪問というのは、やはり回数を多くしてほしいですし、それから、区の誰々さんに相談しようとか、そういうふうには私たち民間保育園もなっていかなきゃいけないなと思っています。これまでも大分頑張ってきたという気もしますけれども、200の保育園を束ねるといことはとても難しいので、本当に区の力を借りなければできないというのが実態だと思います。

それから、こういう不適切保育というものが出されて、私たちもこの間、職員会議でこのことを話したんですけれども、その枝葉につながるような問題というのが保育の現場では本当にあるんですよ。うちの保育園でもあります。先ほどもお話がありましたが、保護者に対してもこれは不適切な対応なんじゃないかということも、本当にいっぱい転がっているわけです。

情報共有は、私たちが問題を解決できていく一つのきっかけになりますので、情報の共有と援助し合うということはやっていかななくてはいけないのだろうなと思っています。

森田会長

私と一緒に、保育現場も長く実践をされてこられて、今、研究に専念されている天野先生から一言。今、皆さんの中から言われた風通しのいい支援とは、どういうふうにすればいいのだろう、そして質が悪いものは悪いときちんと判断でき、なおかつそれを許さないという毅然とした態度と同時に、そこも含めて保育の中で一つの価値をつくり上げていくという本当に物すごく難しいところに今いるのだなということを思うわけですが、この委員会の中での議論を踏まえてお話をいただけたらと思います。

委員

この委員会は4回ではございましたけれども、毎回大変深くまた悩ましく、今後の展望を少しでも道を切り開くために、委員たちは本当に長い時間をかけて議論、検討をいたしました。

私も保育現場に長くおりましたけれども、保育行政の場にも長くおりましたので、監査するほうもされるほうも経験しております。そのときに、やはり評価とか、監査とか、検査とか、一方的な指示、命令では何も事は変わらない。本当に双方向で、お互いに気づき合う。あるいは、こういう理由がある、こういう背景があるということを保育現場のほうも丁寧に伝え、そのことをしっかりと受け止めて、その一園の一場面だけの問題にしないで、それをできるだけ多くの現場とどう共有していくか、そういうことがとても重要だと思います。

評価されっ放し、検査されっ放しではなくて、そこから見いだしたことを共有していくことや、あるいは、そのやりとりの中で気づいていくことというのたくさんあります。そして、表面に現れたことは本当に氷山の一角といいますか、その下にたくさんの小さな事例といいますが、事故や危険の可能性のあることもあります。事故防止についても、この間も園バスの事故がございましたけれども、あんなことはあり得ない、信じられないではなくて、本当にその小さな芽をふだんの子どもの関わり、日常の保育の中で丁寧に見つけたり、確認したり、やり取りしたりすることができるのが、保育現場だと思います。

これは幼稚園も、保育園も、こども園もすごく熱心にコミュニケーションを図りながら、丁寧に対応している。しかしまた一方で、そういった保育者の気持ちの余裕ですとか、しっかりと見る体制とか、そういったことを保障していくことも大事なとすごく思っていました。

この報告書の18ページ、参考のところに相談・通報の流れのフローがございましたので、これを一つ一つ確認しながら、そして重大なことにおいてはケース会議、また検証委員会が速やかに立ち上がる。その結果を児童福祉審議会のほうにも報告したりしながら、一つの園の特別な事例で埋もれさせるのではなくて、共有したり、様々な関係部署と協働できる、そういった可能性をつくるためにも、いろいろなところで、この委員会や審議会にきちんと報告していく。そういった区の体制も大変重要ではないかと考えております。

二度とないようにと思うことがたくさんありますけれども、しかし、やはり起こってしまうことに対して、子どもの権利、生きる権利をまず中核に据えながら、大人たちの責任としてしっかりと取り組んでいくことはまだまだたくさんあるなと感じました。

森田会長

ありがとうございました。この議論を通じて皆さんにお伝えしなければいけないこともたくさんありますけれども、一言だけ。今のお話の中では出てこなかったことなんです、やはり子どもの権利という視点に立ったときに、保育の質のありよう、あるいは保育支援のありようということは、それ自体も常に常に見直していかなければいけないということについては議論をし、また改めて評価し直していくという体制もつくっていく。そういう意味では、先ほど委員からおっしゃられたようなことについても、世田谷区は監査の方々にももう1回見直していただくということを申し上げております。子どもの権利というのは二重、三重、四重、五重というふうに様々なところで検証していかないと、簡単には確立しないので、私たちがやらなければいけないことはまだまだたくさん

んあるなど感じています。ぜひ皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

本当はもっと時間が必要なんですけれども、この件についてはこれで終わりにさせていただきますので、また御意見あるいは御質問等がありましたら、事務局のほうにお寄せください。

報告(5) ヤングケアラーに関する実態調査の結果について

森田会長

それでは、もう時間が本当にあと数分なんですけど、ヤングケアラーの実態調査につきましては、こういうものであるということの御報告を受けて、御質問については事務局のほうにお寄せいただくという形で対応にしたいと思います。どうしてもこの後の議事について進めなければいけませんので、そのようお願いします。

それでは事務局の方、「ヤングケアラーに関する実態調査の結果について」の報告をお願いします。

事務局

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について、御説明いたします。

「1 主旨」ですが、ヤングケアラーについて記載しております。本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされております。こういった子は勉強や遊びに対する時間が取れずに、守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があるということで、区でも実態調査を行い、把握に努めてまいります。

「2 アンケート調査の実施概要」につきましては、主な調査項目につきましては御覧のとおりとなっております。

「(2)調査対象」及び「(3)調査対象数」につきましては、区立小学校に在籍しております4年生から6年生、区立中学校に在籍の全生徒、あと、高校生世代の区民を対象としておりまして、合わせておよそ5万人となっております。

次のページを御覧ください。「(4)調査方法」につきましては、タブレットなどを貸与しておりますので、小中学生につきましては学校を通して依頼文を配布させていただきまして、ウェブ上のフォームから回答する方法で実施しております。高校生世代につきましては、郵送にて依頼文をお送りしまして、同じくウェブ上のフォームから回答する方法で実施しました。

(5)に有効回答数と回答率、(6)に調査期間を記載しております。

「3 アンケート調査結果」につきましては別紙1として概要版をお配りしております。詳細につきましては後ほど御覧いただけますと幸い

です。

「4 アンケート調査結果から見えた主な状況と検討すべき課題について」です。こちらは「世田谷区ヤングケアラーに関する実態調査【概要版】」のページ数を括弧書きで記載しているのですが、表示に誤りがございましたので、都度口頭でお伝えいたします。

「(1)世話をしている家族についての結果から」ですが、概要版の2ページから4ページを御参照いただければと思います。

家族の世話をしていると回答した子どもは、小学生で17.7%、中学生で7.7%、高校生世代で4.9%でした。

小学生の割合が中学生や高校生世代に比べて高くなっている点につきましては、小学生のアンケートでは、ヤングケアラーに関する実態調査であることは伏せて実施しました。お世話の説明として、家事やきょうだいのお世話や保育園の送り迎えなどの例示にとどめたことから、日常生活におきますお手伝いとお世話が一定程度混在して現れたものと考えられます。

お世話の程度や内容につきましては、特に低年齢の子どもは、自分が育った環境が当たり前と思い、自分の置かれている状況を客観的に判断することが難しいと考えられるため、周囲の大人が広く見守る中で、子どもの小さな変化を敏感に捉えまして、心理的な配慮をしながら本人へ働きかけていく必要があります。

次のページを御覧ください。「(2)学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援についての結果から」についてです。こちらは同じく概要版の8ページから10ページを併せて御覧ください。

「家族のお世話をしている」と回答した人に、学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について聞きましたところ、全世代において「特にない」との回答が半数を超え、最も高い割合となりました。

一方で、学習面でのサポートや、自分が自由に過ごせる時間や場所が欲しいと回答する割合が1割以上見られたことから、学習支援や居場所につながる支援が必要であると考えられます。

「(3)希望する相談方法についての結果から」についてです。こちらも概要版の8ページから10ページを併せて御覧ください。

学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援につきまして、「自分のことについて話を聞いてほしい」、「家族のお世話について相談に乗ってほしい」と回答した人に、希望する相談方法について聞きましたところ、全世代において、「直接会って」との回答が最も高い割合となりました。このことから、当事者本人の身近なところで相談することができる環境

づくりが必要であることが考えられます。

「(4)世話について感じていることの結果から」についてです。概要版の8ページから10ページを御参照ください。

「家族の世話をしている」と回答した人に、世話について感じていることを聞きましたところ、「やりがいを感じている」、「楽しい」との肯定的な回答をした割合が高いという結果になりました。このことから、世話をすることが本人のやりがいになっている場合もあるため、お世話をする当事者の意見、心情を尊重し、家庭等の背景に十分に配慮した見守りや働きかけを行うことが重要であると考えられます。

続きまして「(5)世話についての相談経験がない人が相談しない理由についての結果から」を御覧ください。こちらは概要版の11ページから13ページを御覧ください。

「家族の世話をしている」と回答した人のうち、¥お世話についての相談経験がない」と回答した人に相談したことがない理由を確認したところ、全世代において、「家族以外の人に相談するような悩みではないから」、「自分のことをかわいそうと思われたり変に思われたりしたくないから」と回答した割合が一定程度見られました。このことから、当事者が相談をしたいと感じたときに、ためらうことなく相談しやすい機運を醸成するため、ヤングケアラーと子どもの人権について当事者を含め広く普及啓発を行っていく必要があると考えられます。

最後に、「5 今後のスケジュール」についてです。

現在、調査の分析と支援者側へのヒアリング調査を実施しております。また、12月に予定しております、ヤングケアラー・若者ケアラー支援シンポジウムをはじめとしました普及啓発事業に引き続き取り組みながら、ヤングケアラーへの効果的な支援や支援の仕組みづくりの検討につきまして、全庁横断的に取り組んでまいります。説明は以上でございます。

森田会長

ありがとうございました。今日は時間がございませんので、これに関する御質問や御意見等がございましたら、非常に時間がタイトなんですけれども11月15日までに事務局へお寄せいただきますようお願いしたいと思います。

それでは、今日配付させていただいた報告についてはこれで終了ということにいたしまして、本題の議事に入らせていただきます。

議事(1) 子ども・子育て支援事業計画調整計画の案について

森田会長

これにつきましては、既に前回お話をしておりますものの修正ということになりますので、ポイントを絞り込んで議事を進めたいと思います。御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、「(1)子ども・子育て支援事業計画調整計画の案について」ということで、最終的には来年3月の策定に向けて、調整計画の素案から案として事務局にまとめてもらっていますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、事務局から資料6の概要版に沿って御説明させていただきます。

7月に御議論いただきました子ども・子育て支援事業計画調整計画の素案から、先月の第6回子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の御意見なども踏まえまして、このたび案のたたき台をとりまとめさせていただきました。素案から案のたたき台にまとめる中で、変更した箇所を中心にまず御説明したいと思います。

まず、資料1ページ、趣旨につきましては、基本となるところで再度確認させていただきます。

子ども施策の基本的な考え方として、令和2年度から令和6年度までの子ども計画(第2期)後期計画を策定し、それに内包する子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園や保育園等の教育・保育事業、ひろば事業や一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めるものでございます。

令和2年度以降、コロナの影響もございましていろいろ大きく社会状況が変化したということを書いております。今後も年少人口の減少が見込まれるなど大きく変化してきているという視点です。

次に、本年5月のニーズ調査や7月の将来人口推計などなど、いろいろな進捗状況、評価を踏まえた上で、このたびの支援事業計画を見直しまして、令和5年度、6年度を期間とする今回のこの調整計画素案から案のたたき台ということにとりまとめたものでございます。

今回の調整計画は、単に事業の需要量の見込みと供給体制の確保の内容等を定めるだけでなく、世田谷区未来つながるプランと連動し、今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)を示すものでございます。年少人口の減少に合わせて支援や施設を減らすのではなく、これまでの支援や施設の種別ごとに進めてきた施策を子ども・子育て関連施策全体で必要な施策に組み替え、子ども・子育て応援都市をバージョンアップするための施策の構築ということに取り組んでまいります。

ここからは主に変更点を中心に説明させていただきます。

次の2ページにお進みください。「第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況、計画の進捗状況・評価」でございます。本年5月のニーズ調査結果の速報値から推測される子育ての状況の中で、特筆すべき状況を記載してございます。加筆箇所につきましては下線をしております。

「(1)日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が『誰もいない』との回答が半数」であったことについては先月の部会で御報告したところでございますが、さらに今回のクロス集計の結果から、「さらに祖父母の同居・近居がない世帯での『誰もいない』と回答した割合は、未就学児76.1%、就学児童69.7%」、ほぼ7割ですけれども、こういう結果であったことを加筆してございます。

次の3ページから5ページは、将来推計人口、乳幼児の養育状況、保育待機児童数の推移等のデータの掲載でございますが、加筆等の修正はありませんので、次に進ませていただきます。

続きまして、6ページを御覧ください。「第3章 今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」です。修正箇所は大きく3か所になります。

1か所目ですが、2つ目の「 」の後段のところですが、「区が、『子ども・子育て応援都市』としての施策を結集して、子ども・子育て支援を充実していく施策展開と効果により、出生数の減少に歯止めをかけ、子育て世帯の定住や転入につなげます」ということで、前回より具体的な記載に変更してございます。

2か所目ですが、この間も、子ども・子育て会議での議論ですとか、国のほうで妊娠期から低年齢期の子ども支援の充実といった方向性といったことも出ておりますので、そういったことも踏まえまして、4つ目の「 」をまるっと追加しております。「まずは、区民にとって分かりやすく、訪ねやすい身近な拠点をつくり、機能を拡充することが必要です。親子の居場所であるとともに、育児相談、妊娠期から出産後の母体ケア、離乳食教室等のプログラムを充実します。0歳から保育園・幼稚園入園前の在宅で子育てをしている家庭を対象に、産後ケアのサポートから始めて、成長・発達に応じた子育て支援を充実させていきます。乳幼児を対象とした児童館の子育て支援や、拠点園を含む区立保育園、子育てステーション等のネットワークに加えて、地区に展開するおでかけひろば等の子育て支援資源を有効に使うための子育ての多機能拠点を設けることや、区民から分かりやすい仕組みとすることを検討します」という考え方を追記してございます。

3か所目ですけれども、5つ目の「 」です。前回の部会でも、保育

園や幼稚園に通っている家庭への支援が行われていないように取れるという御指摘もありましたので、出産前からの在宅子育て支援を拡充することをベースにという記載から「すべての子育て家庭を対象にした妊娠期から低年齢期の子育て支援を拡充することをベースに」ということで表現を修正してございます。

続きまして、8ページへお進みください。今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）では5つの方向性を示しております。変更箇所は大きく2か所、(3)と(4)の項目です。

まず(3)でございますが、タイトルの在宅子育て支援という表現を「すべての子育て家庭が人や支援につながるための支援」と表現を改めております。在宅子育て支援というふうに偏っているんじゃないかという意見があったことを踏まえて、修正しているというところです。2段落目の、世田谷版ネウボラを寄り添い型に深化させますという表現を「伴走型」と改めてございます。同じように(3)の最終段落のところですが、「0歳から2歳は在宅で子育てしている家庭が多いという現状を踏まえ、低年齢期に焦点をあてた産後ケア事業を含む子育ての多機能拠点の整備を検討します」という記載を加えてございます。

続きまして、2か所目の(4)でございます。子ども・子育て会議や区議会での御指摘も踏まえまして、これまでの幼児教育、児童福祉分野の施設の必要な再配置を行い、施設、財源ともに在宅子育て支援に重点的に振り向けといった表現を、「施設・財源ともに、すべての家庭を対象とした妊娠期から低年齢期の子育て支援に重点的に振り向け」ということで改めてございます。

続きまして、少し飛びまして12ページまでお進みください。今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえて、後期計画に掲げる4つの重点政策の更なる取組みといったところです。

重点政策1の「子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりと地域社会への参加・参画の推進」のところですが、素案でも、子どもや若者の意見表明の場や機会の確保、活動の場の拡充等を挙げておりましたが、1つ目の「 」、2つ目の「 」の下線部について、より具体的な取組内容に修正してございます。こちらは後ほど御覧ください。

13ページにお進みください。「すべての子どもが地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や居心地よく安心して過ごせる場を身近に持っている環境づくり」のところですが、この間の子ども・子育て会議での放課後の居場所支援や部会での御意見を踏まえまして、1つ目の「 」のところですが、「子どもを中心とする放課後の過ごし方について、区や保護

者、地域との関わりの中での多様な居場所づくりやつながる仕組みを検討し、子ども自らが、その時々ニーズにあわせて、放課後の居場所を選び、遊び、成長することができる環境の充実」ということで、具体的な記載にさせていただきます。

14ページにお進みください。重点政策2の 、いわゆる世田谷版ネウボラの深化というところですが、先ほどのグランドビジョンと同様に、タイトルを「すべての子育て家庭が人や支援につながるための妊娠期からの子育て支援の充実」ということで変更させていただきます。また、部会での御意見も踏まえまして、4つ目の「 」を、「区立保育園での健康、発達や食事等についての専門職による育児相談等の実施、体験保育や離乳食、沐浴等の講座を充実、私立保育園における一時相談等の推進」として、区立保育園に私立保育園の取組の記載を加えてさせていただきます。

続きまして、15ページにお進みください。重点政策3の「 子ども・子育て支援の基盤整備」では、おでかけひろばの充実、本日御報告しました未整備地区への児童館の整備や、区立保育園での就学前の子どものセーフティネットの役割や計画的な再整備、教育・保育の質の向上に取り組み、区立保育園のインクルーシブな教育・保育の推進等に加えて、6つ目の「 」を入れてさせていただきます。「低年齢期に焦点をあてた産後ケア事業を含む子育ての多機能拠点の整備の検討」として加えてさせていただきます。

1つ飛びまして、17ページへお進みください。第5章ですけれども、令和5年度、令和6年度の需要見込み及び確保の内容と実施時期となります。「(1)教育・保育事業」の数値について、この間の特定教育・保育施設の実績等を踏まえまして、表の中の下線部になりますけれども、一部数値を変更しております。

18ページ以降の「(2)子ども・子育て支援事業」の数値は、前回の素案のたたき台の御説明から変更はございません。

調整計画(案)の概要の説明は以上でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日、子ども・子育て会議で御意見をいただき、3月に調整計画を策定する予定でございます。

説明は以上でございます。

森田会長

ありがとうございました。この報告につきまして、全体で共有しておいたほうがいいと思われる質問等がございましたら、どうぞお出してください。

委員

私の勘違いかもしれないんですけども、14ページの重点政策2の今ほど御説明いただきました「 」の4番目の赤くなっているところす

けれども、「私立保育園における一時相談等の推進」というものがあるんですが、一時相談というのは、いわゆる相談とは何か違いがあるのか、継続的にやらないという意味なのか、この言葉が、私、知らなかったもので、御説明いただければと思います。

委員

ずっと拝見してきましたこのビジョンですけれども、これは大事なことなんですけれども、正直申し上げて区の支援が、区立幼稚園、それから区立保育園、私立保育園とのひもづけの強さによって何か推進をされている気がいたします。ぜひ、私立幼稚園に対する世田谷区における子育て支援であるとか、担える部分というところの皆様方が感じていらっしゃるということもぜひお寄せいただきたいです。このグランドビジョンの中に私立幼稚園という言葉が一言も出てこない。これは私たちの自助努力の足りなさもあるのかもしれませんけれども、約8,000名の園児さんを現在お預かりしている団体として、この世田谷区のグランドビジョン、それから1号認定から3号認定の積算であるとか、もう少し丁寧な説明を我々の私立幼稚園にも求めたいと思っております。今すぐにこの内容を、「これがいい」というようなことで意見は申し上げられませんが、大変、言い方はおかしいかもしれませんが、疎外感を感じております。以上です。

委員

言葉の問題だったんですけれども、「すべての子育て家庭」という言葉を随分追加していただいておりますが、その定義が分からなくて、実際の充実させる政策というのは、あくまでも未就学期までの話なんです、私も疎外感ではないのですけれども、学童期以降は、その「すべての子育て家庭」に含まれているのか、あるいは、ここでも含まれていないのだとしたら、それが全ての子育て家庭なのだとされると、逆に私たちはもう支援を受けられない立場なのかというふうに誤った捉え方をされてしまうおそれが出てくるのかなというところが気になりました。

委員

今、私立幼稚園はこの図の中に入っていないというような御指摘があって、私も、この対象になっている事業だけで子どもの生活は成り立っていないなと感じました。例えば、公園だとか、図書館だとか、あと、小学校とか中学校の一角をそのスペースとして開放するとか、道路を遊び場にするとか、何か居場所づくりももう少し広く、グランドビジョンということであれば、取っ払って議論ができないのかなということを感じました。メニューに挙がっているのが区立の施設だけということなのか。そこだけ感想として申し上げたいと思います。

森田会長

ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、今の問題について簡単にお答えできるところについては事

事務局からお答えいただいて、そして、ここからですが、皆さんの御意見等はまた事務局にお寄せいただくような形にして、進めていきたいと思っております。何か簡単に回答しておきたいことはありませんか。

事務局

先ほどの14ページの重点政策のところは、すみません、誤字ということで、「一時」ではなくて「育児」、「育児相談等の推進」という表現の誤りでございます。申し訳ありませんでした。

あと、学童期以降は入っていないのかどうかということですが、今回この子ども・子育て支援事業計画の対象としては、大きくは、基本的には0歳から12歳が中心になっていくかなというところでひとつのお答えだけしておこうかなと思います。

あと、区立、私立を分けているつもりはありません。ただ、区立の場合は区のほうで基本的には責任を持ってやらなければいけないというところはありますけれども、基本的には全ての子育て家庭を対象にしているということです。大きな回答としては以上になります。

森田会長

ありがとうございます。

時間が限られている中での説明と質問でしたので、大変申し訳ありませんが、これに重ねての御意見とかがありましたら、あるいは質問も含めてですが、これも同じように11月15日までに事務局にお寄せいただくようにお願いしたいと思います。

議事(2) 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

森田会長

それでは、特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について、これをしなければなりませんので、事務局から御説明をお願いいたします。これにつきましては、昨年度までで既に事業の決定済みものを含んでいます。来年4月の定員設定ということで、事務局より資料7についての説明をお願いしたいと思います。

事務局

特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について、ご説明させていただきます。

本件は、子ども・子育て支援法に基づき、令和5年4月以降に定員設定を行う施設等の確認に当たり、本会議で御意見をお伺いするものになります。

認可保育園の新設については、令和3年度第2回子ども・子育て会議において、既に事業決定しているものを除き、当面の間、認可保育園の新規施設整備は実施しないとしておりますが、今回報告する案件については、当該方針を決定する前に事業決定をしていた案件になります。

令和5年4月時点での御認可保育施設の定員設定件数は2件となり

ます。また、区立保育園の再整備につきまして、令和5年5月以降予定の案件が1件ございます。詳細につきましては資料7別紙で御確認いただければと思います。

また、令和5年4月に定員変更を実施する保育施設につきまして、資料7別紙(参考)にまとめております。説明は以上になります。

森田会長

これにつきましては、資料7の2枚目の一番上に新設とありますけれども、これは既に決まっていたものを今回やるというものになります。いかがでしょうか。

委員

ただいまお話のあった、例えば玉川エリアの等々力中央保育園は、平成28年の段階で事業決定がされております。それが令和5年度以降の開設ということになりますが、今のこの世田谷区の人口推計の中で、このような151名の定員設定を等々力のまちの中に置いていくということについては、どのようなお考えでそれをなされたのかお聞かせください。

事務局

こちらは、新設が玉川地域の等々力中央保育園ですが、その下に統合による廃止が2件あります。奥沢西保育園と深沢保育園です。こちらを統合しまして新しく等々力中央保育園とするということで、定数自体も微減しております。

委員

ということは、これは合併による分を相殺というか、その分も等々力中央保育園で確保するというお考えでございましょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

これは利用者にとってのニーズをきちんと反映したものなのでしょうか。地域的な、通園であるとかそういったことではどうなのでしょうか。

事務局

保育需要とか周辺の状況も踏まえて計画を立てた上で実施してきたという形になっております。

委員

区立保育園の統合がなされていく方針の中で、この事業についてはもう見直す予定はないのでしょうか。

事務局

先ほど御説明させていただいた、あり方検討の前の検討の時点で再整備をしております。かつ、こちらは、御案内していくにはやはり入園に関係する0歳から5歳までの方への御説明を含めて、6年前から周知をしなければいけないということもありまして、随分前から進めてきたものとして、今回改めて直近になって、開設がされるということで御報告さしあげたような形になっております。

委員

このコロナ等を経て大きな人口減少の中で、6年前の需要調査が、今でも適切という御判断で進められるのでしょうか。

事務局

近隣の保育需要は現在も確認をしております。認証保育所の認可移

行を深沢保育園の跡地で進めていましたが、周辺での保育需要が減少してきたことを確認したため、深沢保育園ではなく、奥沢西保育園で認可移行するように変更したことだともありますので、そういった現状を踏まえた対応はしております。等々力中央保育園以外の調整もやはり発生しますので、保育需要の変化等も確認させていただきながら、対応しているところです。

森田会長
委員

よろしいでしょうか。

はい。また不明点はお尋ねをさせていただきます。ありがとうございます。

森田会長

恐らくは、玉川地域で2つの幼稚園が閉鎖しているということを踏まえての御質問なのだろうと思います。幼稚園の希望の方と保育所の希望の方、そして、もともと区立保育園に入っておられた方の合併に伴う通園権の確保の問題、そして、先ほども申し上げましたけれども、0から6歳までの子どもたちが通う保育園の中で、その子どもたちに影響が及ばないようにするという事の中で考えていくと、非常に長い期間の移行期がかかっていく。果たしてそれは区全体として考えていくとどうなのかということも、もちろん検討の課題になってくるだろうということを思います。

必ず政策というのは、それに対してプラスの価値を持つ人とマイナスの価値を持つ人がいます。私たちは、やはりそれらを総合的にみて、今どうしなければならないのかという判断をしなければなりませんので、皆さんのそれぞれの立ち位置での御意見、感想、そして様々な状況の報告を受けながら、ここでの判断を進めていくということになります。そういう意味では、ここの役割は本当に大きいと思いますので、ぜひ皆さんの御意見をお寄せいただいて、この計画自体が非常に多岐にわたるものなので、御協力をお願いしたいと思います。

以上、報告と、そして議事を終了することができました。ありがとうございました。

本日のここでの議論を終えて、最後に資料配布ということですので、その件を事務局から御報告いただいて、終わりにしたいと思います。

資料配布(1)世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針

事務局 資料8として、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」を配布させていただきます。こちらで運営方針は確定版とさせていただきますと考えております。

この間、委員の皆様には、活発な御議論、また貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

この後、この運営方針につきましては、民間の放課後児童健全育成事業者の募集ですとか、今後の新BOP学童クラブも含めた事業の質の向上等に生かしていければと考えております。また、今後、この事業につきましては、適宜この会議でも御報告させていただきたいと思っておりますので、今後とも御意見等をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

森田会長 それでは、事務局に進行をお返しいたします。

事務局 森田会長、進行ありがとうございました。

改めまして、本日、委員の皆様、貴重な御意見を多数お寄せいただきまして誠にありがとうございました。

最後に、事務局より2点だけ事務連絡をさせていただきます。

1点目ですが、本会議の議事録につきましては、整い次第また皆様にごメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の発言部分を確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。その後、区ホームページで本日の資料と共に議事録を公開させていただきます。

あと、幾つか11月15日までということでの御意見をお願いしたかと思っております。そのあたりもよろしくお願いしたいと思います。

事務連絡の2点目でございます。次回の子ども・子育て会議の日程でございますが、第4回の子ども・子育て会議は2月14日火曜日、午前の実施ということで今調整しておりますので、皆様、御予定をお願いしたいと思います。委員の皆様には、また直近になりましたら御連絡をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして第3回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。